

スポーツ選手も保険適用？

競技中ケガしたら 企業に雇用されプレー

問

原則無観客ですが、オリンピックそしてパラリンピックと熱戦が続きます。そこで疑問ですが、出場選手の中に企業に所属する人もいます。身分としては会社員ですが、練習や競技参加について大幅な優遇を受けているような人たちです。今回の大会参加は「企業というより日本を代表」するものですが、仮に競技期間中にケガ等をした場合、労災保険の適用はどうなるのでしょうか。

出張・出勤扱いなど要件

答

業務上の災害として労災保険給付を受けるためには、基本的にその行為に「業務遂行性」があり、かつ発症した傷病について「業務起因性」が認められる必要があります。運動の練習や競技参加に関しても、上記の要件を満たせば、労災保険の保護対象となります。ご質問にある「企業スポーツ選手」タイプのほか、一般の会社員であっても、業務命令で運動会等に参加した場合等は、労災認定の余地があります。ただし、いわゆる接待ゴルフ等に関しては、被災者側の「業務上」という主張が認められないケースも少なくありません。事案を通じて判断の統一『性を維持するため、「運動競技に伴う災害の業務上外の認定」について解釈例規が示されています（平 12. 5. 18 基発 3 6 6 号）。対象となる業務行為は、大きく「対外的な運動競技会」と「事業場内の運動競技会」に分けられます。前者の対外的な運動競技会には、「所属事業場の代表選手として出場する実業団競技大会等のほか、日本代表選手として出場するオリンピック等の国際的競技大会等」が該当するとしています。業務と認められるためには、次の要件を満たす必要があります。①競技大会出場が、出張または出勤として取り扱われる②必要な旅行費用等の負担が事業主により行われ、労働者が負担するものでないなお、②に関しては、「競技団体等が全部または一部を負担する場合を含む」とされています。保護の対象となるのは、「競技を行う等それ自体が労働契約の内容をなす業務行為はもとより、付随して行われる準備行為およびその他出張に通常伴う行為等労働契約の本旨に則ったと認められる行為」を含みます。ですから、恣意的行為・逸脱等に基づくものを除き、滞在施設内の事故等も保護の対象となり得ます。